

安城市子どものための教育・保育給付の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 4 6 号

安城市子どものための教育・保育給付の認定等に関する規則の一部を 改正する規則

安城市子どものための教育・保育給付の認定等に関する規則（平成 2 6 年安城市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「利用しており、当該期間に当該特定教育・保育施設等を引き続き」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条に規定する事由に係る教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定をいう。以下同じ。）に係る同条第 1 項の規定による申請及び認定並びに当該事由に係る施設等利用給付認定（同法第 3 0 条の 5 第 2 項に規定する施設等利用給付認定をいう。以下同じ。）に係る同条第 1 項の規定による申請及び認定は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 改正後の第 4 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の期間に係る教育・保育給付認定に係る子ども・子育て支援法第 1 9 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び施設等利用給付認定に係る同法第 3 0 条の 4 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分について適用し、同日前の期間に係る教育・保育給付認定に係る同法第 1 9 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び施設等利用給付認定に係る同法第 3 0 条の 4 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分については、なお従前

の例による。